

生徒心得

令和6年度

足立区立青井中学校

1 学習について

(1) 授業の受け方

- ①チャイムと同時に授業が行えるように準備する。
- ②授業の始めと終わりには、学年委員の号令で大きな声であいさつをする。
- ③授業は真剣に集中して受ける。
- ④授業に遅刻したときは、教科担任の先生に理由を伝える。

2 生活について

(1) 身だしなみ

標準服	【全員共通して着用するもの】 ・ブレザー ・白の Y シャツ ・肌着 (透けないもの) 【全員着用するが、選択制としているもの】 ・スラックスまたはスカート (スラックスを着用する場合は、黒のベルトを着用する) ・ネクタイまたはリボン
夏服	【全員共通して着用するもの】 ・白の Y シャツ ・肌着 (透けないもの) 【全員着用するが、選択制としているもの】 ・スラックスまたはスカート (スラックスを着用する場合は、黒のベルトを着用する) 【着用しても良いもの】 ・ベスト (黒または紺)
靴下	白色無地、またはワンポイント (くるぶしが隠れる長さ)
防寒具	・セーター (黒、紺、グレー) ・カーディガン (黒、紺、グレー) ・コート (黒または紺のダッフルコート、または P コート) ・マフラー、手袋、ネックウォーマー ・ストッキング、タイツ (黒無地) ・部活動で認められているウインドブレーカー ・ひざ掛け ・耳当て
上履き	1 学年 : 赤色 2 学年 : 緑色 3 学年 : 青色
通学靴	運動に適したもの
頭髪	・学習の妨げにならないよう清潔感のある髪型にし、前髪は目にかからないようにする。 ・肩に髪がついたら結ぶ。結ぶときは正面から見て結び目が見えないようにする。ゴム の色は、黒・紺・茶とする。 ・脱色はせず、整髪料は使用しない。
かばん	学校指定の通学用かばん
その他	・運動会 2 週間前～10 月末まで、「体育着で登校してもよい期間」としてしています。この 期間以外は、気温に応じて「標準服・夏服」を各自の判断で選択できます。 ・「体育着で登校してもよい期間」では、学校指定の体育着の他に、白・紺・黒の無地、 またはワンポイント T シャツの着用も認めています。

(2) 所持品

- ①身分証は常に所持する。
- ②持ち物には記名する。
- ③学校に不要なものは持ってこないようにし、必要に応じて先生に相談する。
- ④通年で水筒を持参しても良い。中身は水・お茶・スポーツドリンクとする。
- ⑤バッグにつける目印（キーホルダー・お守りなど）は、1つにする。
- ⑥上履き、ネクタイ、リボンなどを忘れた場合、職員室で申し出る。借りたものはその日のうちに必ず職員室に返却する。

(3) 行動

- ①登下校は徒歩とし、自転車通学は厳禁。
- ②遅刻（8：25以降）した場合には必ず職員室に寄り、遅刻カードに記入し、先生のサインをもらってから教室に行く。
- ③原則として再登校は行わない。登校後にやむを得ず外出する場合には先生に相談する。
- ④授業中、保健室に行くときは教科担任の先生に伝えてから行くこと。休み時間のときは次の授業の教科担任の先生に伝える。
- ⑤落とし物は職員室前のロッカーに置く。
- ⑥帰り学活が終わったら、放課後の活動がない生徒は速やかに下校する。
- ⑦登下校は寄り道しない。下校後、外出する場合は私服に着替えてから外出する。

(4) 届け出

- ①欠席・遅刻等の連絡はC4th H&S、または7：45～8：10の間に保護者に連絡してもらう。
- ②早退したときは、家につき次第学校に連絡する。
- ③通学証明書や学割が必要な場合には、担任まで申し出る。

3 時程表と週時程

〈時程表〉

	分	月・火・木・金	水	土
職員朝会	5	8:15~8:20		
本鈴		8:25		
朝読書	10	8:25~8:35		
朝学活	5	8:35~8:40		
1校時	50	8:45~9:35		
2校時	50	9:45~10:35		
3校時	50	10:45~11:35		
4校時	50	11:45~12:35		/
給食準備	15	12:35~12:50		
給食	15	12:50~13:05		
昼休み	20	13:05~13:25		
予鈴	5	13:25		
5校時	50	13:30~14:20		
6校時	50	14:30~15:20		
清掃	10	15:20~15:30	14:20~14:30	
終学活	10	15:30~15:40	14:30~14:40	11:35~11:45
補充教室	20	15:40~16:00	なし	なし
一般下校		16:00	14:40	11:45
最終下校		18:30		

〈週時程〉

	月	火	水	木	金	土
①	学活			道徳		
②						
③						
④						/
⑤						
⑥		総合			(総合)	

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は、足立区立青井中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校の教育方針の下に、生徒の自治活動を活発にし、生徒の友愛により、明るい学校社会を築くことを目的とする。

第3条 本会の活動内容は、次の通りとする。

1. 文化的・体育的行事に関する活動
2. 学校行事への協力・参加
3. 学級活動
4. 専門委員会活動その他の活動

第2章 会員

第4条 本会の会員は、本校の生徒によって組織する。

第5条 会員は、次の権利をもつと共に、義務を負う。

1. 会員は、この会の役員の見選挙権・被選挙権・リコール権を持つ。
2. 会員は、この規約及び決議事項を守らなければならない。
3. 会員は、中央委員会に対して、再審議権を持つ。
4. 会員は、必要に応じて、経費を負担しなければいけない。
5. 会員は、部活動に属することができる。

第3章 機関

第6条

1. 本会は学級活動及び部活動を単位の組織とし、これが生徒会活動の基礎となる。
2. 学級会は、生徒会員で構成し、次の委員を置く。
学年委員(学級各2名)
3. 学年委員は、学級を代表し、中央委員会に参加する。

第7条 本会には次の機関を置く。

1. 生徒総会
2. 中央委員会
3. 本部役員会
4. 専門委員会
5. 学年委員会
6. 学級会

第4章 総会

第8条 生徒総会は、生徒会最高の議決機関で、会員の3分の2以上の出席がなければ、成立しない。

第9条 定例総会は、原則として、5月に会長がこれを招集して開く。

第10条 生徒総会は、次のことを行う。

1. 規約の決定及び改正
2. 生徒会活動方針の承認
3. 役員及び委員の承認
4. 予算ならびに決算の承認

5. その他のこの会の重要事項を決めること

第11条 臨時総会は、次の場合、会長が招集して開くことができる。

1. 会員の3分の2以上の要求があったとき、中央委員会が必要と認めたとき

第12条 総会の決議は、出席会員の過半数でこれを決定するが、可否同数の場合には議長がこれを決定する。

第13条 前条の規定にかかわらず、規約改正に関しては全会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第14条 総会における議長(1)、副議長(1)、記録(2)は中央委員会が推薦し、総会がこれを承認する。

第5章 中央委員会

第15条 中央委員会は、総会につぐ議決機関で、生徒会の中心的機関である。

第16条 中央委員会は、学年委員(学年委員会委員長、副委員長を含み各学級1名)、各専門委員会委員長、生徒会本部役員をもって構成する。

第17条 中央委員会は、つぎのことを審議し、決議する。

1. 生徒会活動方針に関する事
2. 生徒会活動企画に関する事
3. 予算案及び決算の承認に関する事
4. 学校内外の生活上の諸問題に関する事
5. 各種機関、及び会員により要請された事項に関する事
6. 生徒総会の運営に関する事
7. 細則の決定に関する事
8. その他必要と認めた事項について。

第18条 中央委員会の議事運営は議員の互選による議長(1)、生徒会本部役員(5)によって行われる。

第19条 中央委員会は次の場合議長が招集して開く。

1. 定例議会 1ヶ月に1回開く
2. 臨時議会
 - ①会長の要請
 - ②議長が必要と決めたとき

第20条 中央委員会は全議員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

第21条 中央委員会の決議は出席議員の過半数で決め、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第22条 中央委員会の中に選挙管理委員会をおく。

第6章 選挙管理委員会

第23条 選挙管理委員会は、各クラスより選出されたメンバーにより構成される。

第24条 選挙管理委員会には、次の役員をおく。

委員長 1 副委員長 1 書記 2

第25条 選挙管理委員会の任期は、中央委員会で定める。

第26条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 本部役員選挙の管理

2. 学級内で行われる諸選挙の管理
3. リコール受付
4. その他の選挙に関すること

第 27 条 選挙及び、リコールに関する細則は別に定める。

第 7 章 本部役員会

第 28 条 本部役員会は、生徒会の執行機関であり、生徒会活動を全般的に会員に対して指導的な役割を果たす。

1. 本部役員は、会員の直接無記名投票により多数決によって決める
2. 本部役員は、他の役員、委員をかねることができない
3. 本部役員の任期は(後期任命より翌年後期任命前日まで)1年とし、再任はさまたげない

第 29 条 本部役員は、会長(1)、副会長(1)、書記(1)、庶務(2)をもって構成される。

第 30 条 本部役員会は、月 1 回定例会を開く。但し会長が必要と認めたときには、臨時会を開くことができる。

第 31 条 本部役員は、次の仕事をする。

1. 会長は生徒会を代表し、次のことを行う。
 - ① 総会の招集
 - ② 議案の提出
 - ③ 生徒総会、中央委員会の決議事項の実践
 - ④ 他校または、他団体との関係事項の処理
 - ⑤ その他生徒会を代表することから
2. 副会長は、会長の任務を助け、会長事故のときは、任務を代行する
3. 書記は次の仕事をする
 - ① 本部役員会の記録をとる
 - ② 生徒会活動全般の記録整理保管
4. 庶務は次の仕事をする
 - ① 生徒会活動の連絡、報道に関すること
 - ② その他、生徒会に必要な業務の処理

第 8 章 専門委員会

第 32 条 専門委員会は、生徒会の各種の部門に関する執行機関であり、生徒会の目的を達するための仕事を実行する。

第 33 条 専門委員会は、各学級より選ばれた委員をもって構成する。

第 34 条 専門委員会には、互選により、委員長(1)、副委員長(1)、書記(2)をおく。

第 35 条 委員の任期は、半年(2 期制)とし、再任はさまたげない。

第 36 条 専門委員会は、月 1 回以上委員会を開き、その状況を本部へ報告しなければならない。

第 9 章 付 則

第 37 条 この規約を施行するために必要があれば別に細則を決める。

第 38 条 この規約は昭和 48 年 10 月 9 日より施行する。
(平成 8 年 5 月 18 日一部改正) (平成 20 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 24 年 4 月 1 日一部改正) (令和 3 年 4 月 1 日一部改訂)

第 10 章 細 則

第 39 条 本部役員は、生徒会規約第 7 章第 28 条 1 に基づき、会員の直接無記名投票によって多数決で決められるが、以下の事項を含む。

1. 役員立候補者の選挙により得票数の多い順番で当選する。
2. 生徒会長以外は本部役員として定員 4 名を会員の直接無記名投票の多数決により決める。生徒会長候補者は 2 年生とする。
3. 会長に立候補したものは、本部役員に重複して立候補することができる。会長と本部役員の両方で当選した場合は本部役員候補の当選は無効となる。
4. それぞれの役割については、新役員の合議のもとに決定し、中央委員会で承認を得る。
5. 信任投票の場合は有効投票数の過半数を得た場合に当選する。
6. 同役員立候補者で複数の者の得票数が同数の場合は、再度決議投票を行う。

第 40 条 第 39 条 1 の各項目で対応不可能の場合が生じたときや役員の転校その他の事情により欠員が生じた場合の対応などは、担当者の話し合いによって決定する。

第 41 条 リコール受付は、全会員の 3 分の 2 以上の賛同を得なければならない。